

第4期中長期目標期間業務実績見込評価を踏まえた国立研究開発法人
国立環境研究所に係る事務・事業等の見直しについて

令和2年9月4日

環 境 省

I. 事務及び事業の見直しに係る整理表

法人名	国立研究開発法人 国立環境研究所	府省名	環境省
事務及び事業名	①環境研究に関する業務 ②環境情報の収集、整理及び提供に関する業務 ③気候変動適応に関する業務		
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	① 環境研究に関する業務 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行う。 ②環境情報の収集、整理及び提供に関する業務 環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行う。 ③気候変動適応に関する業務 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 11 条第 1 項に規定する業務を行う。 【気候変動適応法第 11 条第 1 項】 気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供 二 都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助 三 第 13 条第 1 項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助 四 前三号の業務に附帯する業務		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	①第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）及び環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年 5 月環境大臣決定）等を踏まえ、(1)環境研究の柱となる研究分野の下で創造的、先端的な科学の探究を基礎としつつ環境政策形成への科学的基盤を提供するとともに、(2)課題に対して、分野横断的、統合的に取り組む研究プログラムを推進することで地球の持続性と地域の繁栄の両立に貢献する。また、(3)国の計画に沿った大型事業である温室効果ガス観測技術衛星（GOSATシリーズ）による観測及び子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を着実に推進する。 国立環境研究所は環境科学の中核的研究機関として、これらの研究開発に取り組み、新たな研究テーマの先導、社会的要請の強い課題への対応、環境研究の拠点として国内連携の強化、国際的な連携の推進を図る。その際、研究成果の国内外への発信やステークホルダーとの対話・協働の機能を強化するとともに、福島支部・琵琶湖分室といった地方拠点等を活用し地域協働型研究を推進する。		

	<p>②環境情報の収集、整理及び提供に関する業務については、我が国の大気汚染、水質汚濁等の環境の状況に関するデータ及び環境指標・統計等、行政機関等により収集された基礎データを収集・整理し、数値データを提供するとともに、地理情報システム（GIS）を活用するなどして、可視化によるわかりやすい形での情報提供を実施する。また、環境研究・環境技術に関する情報を情報源情報（メタデータ）として整備収集・整理し、「検索システム」を提供するとともに、メタデータを活用して、これらの情報と関連する情報を相互に表示するなど、利便性を高めた形での情報の提供を行う。また、一般向けの情報については、引き続き国民にわかりやすく提供する。</p> <p>③気候変動適応に関する業務については、気候変動適応法に基づく気候変動適応に関する業務及び研究に一体的に取り組む。具体的には、気候変動影響及び気候変動適応に関する研究に取り組み新たな科学的知見を得るとともに、国内外の研究機関や関係機関からも気候変動影響及び適応に関する情報を収集・整理し、それらを総合的に分析することにより行政機関、事業者、国民等に有益な情報として提供する。同時にアジア太平洋地域への情報提供へも貢献する。また、地方公共団体・地域気候変動適応センター等に対しては適応計画を作ることや施策を進めるために研修や共同研究などを通じた人材育成や技術的援助を行う。これらの事業を今後強化し、気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。</p> <p>以上より、廃止、民営化、他法人等への移管・一体的実施、他の事務及び事業との統合、のいずれの措置も講じない。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>① 国立環境研究所は、我が国の環境研究の中核的機関として、環境科学の長期的展望と環境政策への貢献の双方に立脚した学際的かつ総合的で質の高い環境研究を推進してきている。今後も、我が国の環境科学分野において牽引的役割を担い続けるとともに、環境政策の立案、実施において有効な科学的知見を提供し、科学的側面から貢献することが期待されていることから、事務及び事業について廃止する要素は見あたらない。</p> <p>令和元年5月に環境大臣が決定した環境研究・環境技術開発の推進戦略においては、国立環境研究所の役割として、環境・経済・社会の統合的向上をも見据えた統合的な研究の先導と社会実装につながる研究開発の推進が設定され、かつ、新たな研究テーマの先導、社会的要請の強い課題への対応、外部機関との連携・協働および研究開発成果のアウトリーチ、国際的な連携の推進を図ること等が期待されており、これらを踏まえて、環境科学の中核的研究機関として計画的に研究・技術開発を推進していく必要がある。さらに、平成28年度には福島支部、平成29年度には琵琶湖分室を開設しており、平成30年度の気候変動適応センターの設立とも連動して、地域協働型研究を通じた地方支援が期待されているところである。</p> <p>これらの期待に応えるために、国立環境研究所の環境研究に関する業務はより一層強化すべきものであり、令和3年度からの目標等について現在検討中である。</p>

②環境情報の収集、整理及び提供に関する業務については、国民の環境問題に関する理解を深めるとともに、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、環境の状況等に関する多様な情報を分かりやすく且つ入手しやすい方法で提供していくことが期待されている。今後も引き続き、利用者のニーズに応じて様々な環境情報や環境研究・技術等に関する情報をインターネットを通じて効果的また統合的に利用できる情報基盤の整備・運用を行っていく必要がある。特に、多様な情報を分かりやすい方法で提供するため、地理情報システム（GIS）の活用などによるデータの可視化や、オープンサイエンスに貢献するため、利用者の活用のしやすさを意識した形による情報提供を実施していくことが不可欠である。また、利用者が必要とする情報にたどり着きやすいよう、情報源情報（メタデータ）の整備により、提供する情報の相互運用性の向上を図り、情報基盤の機能を充実していく必要がある。

② 気候変動適応に関する業務については、気候変動適応法により、気候変動影響や気候変動に関する情報の収集・整理・分析・提供や、地方公共団体や地域気候変動適応センターに対する技術的援助を行うことが求められている。そのため、引き続き、国レベルの適応に関する情報プラットフォームとして、研究機関等と連携して国内外の気候変動影響及び気候変動適応に関する科学的・技術的情報をまとめ、政府・自治体による気候変動影響評価報告書の作成や気候変動適応計画のより良い更新及び国際連携に貢献するとともに、地方公共団体へは科学的な影響・脆弱性の評価を踏まえた各地域への適応策に関する各種情報の提供を行う必要がある。また、地方公共団体による気候変動適応に係る取組を加速するため、地域気候変動適応センターの設立・運営状況やニーズを把握しつつ、各地域の実情に合わせた適応に関する各種情報の提供、地域気候変動適応センターとの協力・連携体制を確立する必要がある。

Ⅱ. 組織の見直しに係る整理表

法人名	国立研究開発法人 国立環境研究所		府省名	環境省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	今後も、国立研究開発法人として、Ⅰの事務・事業を引き続き実施することが必要であり、廃止、民営化、統合等の組織形態の見直しは実施しない。	Ⅰの事務・事業を適切に実施していくために必要な組織体制の整備を行う。特に、国内外の機関との連携・協働、社会への発信・対話の強化を通じて社会実装を進めていくための体制を検討する。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」に基づく取組みを進めるとともに、クロスアポイントメント制度や年俸制等の各種人材交流制度を活用し、人材の確保・育成に取り組む。	平成 28 年度に設置した福島支部及び平成 29 年に設置した琵琶湖分室においては、それぞれ災害環境研究、湖沼環境研究を中心に地域と協働した研究を推進し、地域に貢献してきており、地方研究拠点として引き続き活用する。	
上記措置を講ずる理由	Ⅰの通り。	今後、成果の最大化を図る上で、様々な機関やステークホルダーとの対話、連携、協働を通じて社会実装を進めていくことが必要であるため。その際、所内人材の活用等を図るとともに、外部の機関との人的交流を進めることが効果的であるため。	上記組織はそれぞれ地方支援に係る国の方針（福島支部：福島復興再生基本方針、琵琶湖分室：政府機関等の移転に関する基本方針）に沿って第 4 期に新たに設置されたものであり、引き続きその機能を維持し、地域の期待に応えていくことが必要であるため。	

Ⅲ. 運営の効率化に係る整理表

法人名	国立研究開発法人 国立環境研究所		府省名	環境省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	施設老朽化対応	その他
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議を定期的開催し中長期的視点を含めた運営のあり方や課題・対応について検討するとともに、研究業務のPDCAとして、外部研究評価委員会、内部研究評価委員会を開催し、結果を研究計画にフィードバックする。</p> <p>また、内部統制・リスク対応については、業務方法書や関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、引き続き整備・運用を適切に推進する。</p>	<p>Web 会議や電子決裁の推進を行うため、基幹情報システム等の拡充を行う。</p>	<p>平成 30 年度に作成した、つくば本構キャンパスマスタープランの実現方策を検討しつつ、老朽化が激しい施設の改修工事や、エネルギー効率の悪い設備等の更新を順次進める。</p>	
上記措置を講ずる理由	<p>理事長のトップマネジメントの下で、研究所の運営方針を検討・策定するとともに的確にPDCAを回す体制が必要であるため。</p> <p>また、内部統制・リスク対応の体制を整備・運用することで、研究所業務を効率的に実施する必要があるため。</p>	<p>業務運営の効率化を図るためには、業務の合理化が図られるよう環境整備を行う必要があるため。</p>	<p>良好な研究環境を維持するために、施設の保守管理を適切に行うとともに、深刻化する施設の老朽化に対応するための改修工事や空調設備等の早期更新が必要。</p>	

IV. 財務内容の改善に係る整理表

法人名	国立研究開発法人 国立環境研究所		府省名	環境省
見直し項目	保有資産の見直し	自己収入の確保	その他	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	所内における今後の長期的な大型研究施設のあり方等を議論する「大型施設検討委員会」を運営するなど、引き続き大型施設の管理・運営状況や活用状況を評価し、継続的に自主的な見直しを行う。	引き続き、第5期中長期目標期間に向け、受託による政策貢献度の高い研究業務と、自由度のある競争的資金等獲得による研究業務とを合わせた、バランスのとれた自己収入の確保に努める。		
上記措置を講ずる理由	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、保有資産の自主的な見直しを不断に行うことになっているため。	第4期中期計画期間中の競争的資金、業務委託等も含めた自己収入全体を見ると、第3期中期目標期間の年平均値と同程度の水準を確保している。 今後も、運営費交付金の増額が厳しい中で、バランスのとれた自己収入の確保が不可欠である。		